

仕 様 書

1. 貸付物件等

(1) 貸付物件の内容及び自動販売機の機種等

貸付場所	高浜市青木町四丁目 1 番地 2 高浜市役所会議棟横（詳細図参照）		
自動販売機の機種	缶・ビン・ペットボトル方式（容器は密閉式）		
販売商品	炭酸飲料、果実飲料、コーヒー飲料、茶系飲料、ミネラルウォーター、豆乳類、野菜飲料、スポーツ飲料、機能性飲料、栄養飲料、スープ等の清涼飲料水とし、酒類（ノンアルコールビール等を含む）は販売しない。		
貸付面積	2㎡	設置台数	1台

最低制限貸付料 月額	7,000 円（税込）
------------	-------------

(2) 最低制限貸付料について、市役所地下 1 階設置自動販売機の場合（※）に準じて定める。

※高浜市使用料及び手数料条例第 3 条第 1 号の規定（建物：3,500 円/1 月、1 ㎡あたり）

(3) 貸付面積には、使用済み容器回収箱の設置スペース及び放熱余地を含むものとする。

(4) 現地説明会は行わない。また、自動販売機の種類によっては商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合があるので、それらの支障がないか設置場所の確認をすること。なお、確認を行う場合は事前に市に連絡し、職員の案内のもと確認を行うこと。

(5) 設置場所には、遅くとも令和 5 年 1 月 31 日までに自動販売機を設置すること。1 月 4 日から営業開始できなかった場合でも、本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じない。

2. 貸付期間

貸付期間は令和 5 年 1 月 4 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

また、令和 6 年 4 月 1 日から 2 年を限度（最長で令和 8 年 3 月 31 日まで）に、1 年を単位として更新できるものとする。

3. 貸付条件

(1) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の適合機種であること。

- (2) デザインは著しく華美なものは避け、公共施設にふさわしいもので、ユニバーサルデザインもしくは地域振興に寄与するデザインとすること。
- (3) 設置する自動販売機は、災害時に無償で飲料を出すことができる災害対応型の機種とすること。
- (4) 設置する自動販売機は、最新機種で省電カタイプ、ノンフロン対応のものを採用すること。
- (5) 設置する自動販売機は、硬貨及び紙幣が使用できること。また、スマートフォン及びICカード等によるキャッシュレス決済を複数種類導入すること。
- (6) 自動販売機のサイズについては、貸付面積の範囲内で収まるものを設置すること。
- (7) 自動販売機の設置及び撤去に要する費用は自動販売機設置業者の負担とする。電気工事及び給排水工事が必要な場合は事前に市の承諾を受けた後、自動販売機業者の負担で実施する。
- (8) 自動販売機に係る光熱水費は自動販売機設置業者の負担とする。なお、自動販売機ごとに電力使用料計測メーターを自動販売機設置業者の負担により設置し、使用料の実費相当分を負担する。
- (9) 自動販売機設置においては、当該自動販売機により販売された清涼飲料水等の使用済み容器の回収箱の設置を義務とし、管理にあたっては衛生面に配慮すること。
- (10) 回収箱の設置は自動販売機設置業者の負担で行い、設置スペースの許す限り容器の分別排出が円滑に行えるよう、容器の種類ごとに回収箱を設置するものとする。
- (11) 自動販売機の設置にあたっては、転倒防止措置を取るなど、安全面に十分に配慮すること。
- (12) その他自動販売機の設置及び商品の販売にあたっては、関係法令等を順守すること。

4. 貸付料及び光熱水費の支払い

- (1) 貸付料は、設置者が提示した入札価格をもって月額貸付料とする。
- (2) 契約金額は、入札金額（月額）×月数（15 か月）とする。
- (3) 貸付料及び光熱水費は、高浜市が発行する納入通知書により、高浜市が指定する金融機関に支払うものとする。
- (4) 貸付料は、令和5年1月～3月分を令和5年2月末日まで、令和5年4月～令和6年3月分を令和5年5月末日までに支払うものとする。また、更新（1年単位）の場合、年額を毎年5月末日までに支払うものとする。
- (5) 光熱水費のうち電気使用料の実費は、電力使用量計測メーターにより算出した費用を4半期ごとに高浜市が指定する期限までに支払うものとする。

5. 使用上の制限

- (1) 酒・タバコ類の販売は行わないこと。
- (2) 貸付期間満了前に自己都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の4ヶ月前までに高浜市に書面により通知すること。この場合、納入済の貸付

料は還付しない。

- (3) 商品補充及び自動販売機維持管理等を行う時間及び市役所内での経路は、高浜市の指示に従うこと。
- (4) 商品補充及び自動販売機維持管理等のための車両は、高浜市の指定場所へ駐車すること。
- (5) 自動販売機を設置する権利及び自動販売機による飲料または食品の販売に係る業務を第三者に譲渡、転貸又は再委託してはならない。ただし、市の承認を得た場合はこの限りではない。
- (6) 消費税等により標準小売価格が値上げされた場合は、販売価格の値上げは妨げないものとする。その場合は高浜市に事前に協議すること。

6. 自動販売機の維持管理等

- (1) 商品補充、使用済み容器の回収及び金銭管理等、自動販売機の維持管理は自動販売機設置業者が行うこと。
- (2) 自動販売機設置業者は季節や商品の販売状況を考慮し、常に利用者ニーズに即した商品の提供ができるよう、適宜、商品の入れ替えを行うこと。特に賞味期限切れ及び品切れが発生しないよう、十分注意すること。
- (3) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、連絡先を明記し、自動販売機設置業者の責任において対応すること。
- (4) 関係法令等の順守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合には遅延なく手続きを行うこと。
- (5) 節電等、高浜市が行う各種取組みに協力すること。

7. 損害賠償

- (1) 自動販売機の設置にあたり、高浜市又は第三者に損害を与えたときは、全て自動販売機設置業者の責任でその損害を賠償しなければならないものとする。
- (2) 自動販売機設置業者がその責めに帰する理由により、貸付場所等を滅失し、または損傷したときは、当該滅失または損傷による損害額を高浜市に支払わなければならない。ただし、自動販売機設置業者が自己の費用で使用物件を原状に回復した場合はこの限りではない。

8. 原状回復

自動販売機設置業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、設置事業者は補償を市に請求することはできない。

9. その他

- (1) 自動販売機設置業者は設置した自動販売機に係る月別販売数量及び月別売上額につい

て、市が別に定める様式（別紙）により半年ごとに報告すること。なお、報告内容については今後の入札において販売実績として公表することがある。

報告期限 4月～9月分（※）：10月末まで、10月～3月分：4月末まで

※令和5年度については、前年度1月～3月分を併せて報告すること。

- (2) 事業者は、故障等により緊急の事態が発生したとは、その内容及び対策等を速やかに市に報告すること。
- (3) 自動販売機設置業者は、自動販売機を設置する前に設置予定機器（回収箱を含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。

10. 参考

人口 49,312人（令和4年10月1日時点）

当該施設の職員数（正職員） 140人（令和4年4月1日時点）

（なお、記載された内容はあくまでも参考であり、本市が今後の自動販売機の売り上げや稼働率などを保証するものではありません。）

自動販売機貸付場所詳細図



拡大図

